

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（福島県）

1 期間 第1四半期（令和8年4月～令和8年6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	103	週2回程度	593 検体	全市町村
果実類	6	週2回程度	28 検体	全市町村
きのこ・山菜類	29	週2回程度	471 検体	全市町村
畜産物	7	月1回程度	669 検体	全市町村
野生鳥獣肉	6	月1回程度	32 検体	全区域(※1)
乳	1	月1回程度	18 検体	全市町村
穀類	3	週1回程度	4 検体	全市町村
海産魚種	120	週2回程度	1,765 検体	10市町沿海
内水面魚種	10	週1回程度	360 検体	全市町村
その他	—	—	—	—
小計	285	—	3,940 検体	—
市場に流通している食品(※2)				
生鮮品又は 加工品	58	週1回程度	125 検体	
計	343	—	4,065 検体	—

※1 県内7方部ごとに検体を採取。

※2 加工品については原則出荷前に検査を行う。

品目別試料採取基準

平成24年4月23日施行
平成24年6月26日一部改正
平成24年9月21日一部改正
平成24年12月17日一部改正
平成25年3月28日一部改正
平成26年3月31日一部改正
平成26年9月29日一部改正
平成27年3月30日一部改正
平成29年4月3日一部改正
平成30年4月2日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年1月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和2年9月24日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和4年8月2日一部改正
令和5年4月3日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年7月11日一部改正
令和7年4月1日一部改正
福島県農林水産部

「農林水産物を対象とした緊急時モニタリング実施方針」（平成23年7月11日付け福島県農林水産部、以下「実施方針」という。）の7の（1）に基づき、「品目別試料採取基準」を以下のとおり作成する。

1 基本的な考え方

本県において、実施方針に定める緊急時モニタリング（以下、「モニタリング」という。）の実施に必要な試料の採取を計画的かつ円滑に進めるために、対象区域、検査対象、採取点数、品目別の採取基準について設定する。なお、設定に当たっては原則として、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部、令和7年3月31日一部改正）」に基づくものとし、関係省庁により品目別の調査計画の考え方が示されている場合には、これに配慮することとする。

2 対象区域

実施方針の5に基づきモニタリングの対象品目となる出荷・販売用の農林水産物が生産または採捕等が可能な市町村とする。

3 検査対象

- (1) 県内で生産、または県内の生産者により生産または採捕等（以下、「生産等」という。）された農林水産物とし、出荷・販売を目的としたものを検査対象とする。
- (2) 出荷・販売に供することが可能な形態・品質を有するもの、または出荷・販売時に同様の形態・品質を有することが確実と見込まれるものとする。
- (3) 生産等されたものについては、栽培管理が適切に行われ履歴が明らかなものとする。
また、採捕等されるものについては、採捕地点等の情報が明らかなものとする。
- (4) 生産等されたほ場、集出荷施設、と畜場等から採取する。また、海産水産物については漁船または調査船により捕獲したものを採取する。
- (5) 区分の原則として、施設・畑地を利用して栽培されたものは、野菜類・果実類等に分類し、自然発生したものは、山菜類とする。

4 採取点数

ほ場等で生産等される検査対象品目については、特に定めのある品目を除いて、原則として市町村毎に1点以上を採取する。

ただし、採取単位の基本となる区域については、市町村または旧市町村等市町村を細分化した区分可能な区域を単位とするとともに、対象品目の作付面積や生産者数、出荷・販売等の実態を勘案し決定する。

5 品目別試料採取基準

(1) 穀類

ア 検査対象品目

- (ア) 米、麦類、大豆、玄そば、雑穀 等
- (イ) (ア)のほか、特に検査が必要と認められる品目

イ 検査頻度

- (ア) 米については、出荷時期に原則として毎日検査を行う。
- (イ) 米以外の穀類については、次項に定める点数を出荷時期に原則として毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取点数

以下の品目について、品目別に定める検査方法、採取点数に基づき採取する。

また、県内農地の土壌分析結果や空間放射線量を考慮して採取点数を増加させることとする。

(ア) 米

前年度までのモニタリング検査の結果等を踏まえ、採取方法及び採取点数については、別途決定する。

(イ) 麦類、大豆、玄そば、雑穀

前年度までのモニタリング検査の結果等を踏まえ、採取方法及び採取点数については、

別途決定する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(2) 野菜類・果実類等（栽培ものの山菜類を含む）

ア 検査対象品目（別表1参照）

- (ア) 野菜指定産地、特定野菜、県単青果物価格補償対象品目及び県が別途指示する品目
- (イ) 前年度に50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目（ただし、過去の検査実績から安全性が確認されている市町村は除く）
 - a 野菜
 - ウルイ（栽培されたものに限る）
 - b 果実
 - カキ
- (ウ) 前年度に出荷制限等を解除した品目（該当する市町村）
- (エ) 「野生のもの」が出荷制限等となっている品目（該当する市町村）
- (オ) 検査結果等に応じて、国が別途指示する品目及び福島第一原子力発電所事故後初めて出荷するものであって、検査実績のない品目（該当する市町村）
- (カ) (ア)～(オ)のほか、特に検査が必要と認められる品目

イ 検査頻度

野菜類・果実類等については、必要に応じて定期的に検査を実施する。

ウ 採取方法及び採取点数

- (ア) 出荷のおおむね3日前に検体を採取する。
- (イ) 検査点数は、市町村当たり原則として3点以上とする。ただし、前年度のモニタリング検査において、放射性セシウムを検出しなかった市町村の当該品目については、市町村当たり1点以上の検査点数とすることができる。
- (ウ) 前年度のモニタリング検査において50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目のあった市町村について、当該品目は原則として3点以上、旧市町村（昭和38年1月1日時点の市町村）単位で1点以上検査することとし、さらに、市町村単位で野菜類にあっては作付面積5haを超えるごとに、果実類にあっては作付面積20haを超えるごとに1点以上追加する。

エ 月別採取計画

別に定める。

(3) 畜産物・飼料作物

ア 検査対象品目

- (ア) 原乳
- (イ) 肉類（牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、羊肉、アイガモ肉、山羊肉）
- (ウ) 鶏卵（鶏卵、エミュー卵、ウズラ卵）
- (エ) はちみつ
- (オ) 飼料作物
 - 牧草、単年生飼料作物（イネ科飼料作物、イネ科長大作物、稲発酵粗飼料、稲わら）等
- (カ) (ア)～(オ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度、採取方法及び採取点数

- (ア) 原乳は、月に1回以上検査を行い、CS（クーラーステーション）または乳業工場毎に均一となる方法で採取する。
- (イ) 肉類のうち牛肉については、原則として週5回必要に応じて検査を行い、(株)福島県食肉流通センターから検体を採取する。
 - なお、県外と畜場に出荷された牛肉については、検査を依頼している分析機関において検査を実施する（緊急時モニタリングの対象外として実施する）。
 - また、豚肉・鶏肉については、原則として毎月1回以上、馬肉、羊肉、アイガモ肉、山羊肉については必要に応じて検査を行い、食肉処理場から検体を採取する。
- (ウ) 鶏卵は、原則として毎月1回以上、エミュー卵・ウズラ卵については必要に応じて検査を行い、1点以上を採取する。
- (エ) はちみつは、出荷時期に必要なに応じて検査を行い、ミツバチを飼育している市町村毎に1点以上を採取する。
- (オ) 飼料作物は、原則として収穫期間に週1回検査を行うこととし、その種類毎の採取方法等は、以下のとおりとする。
 - a 永年性牧草は、原則として一地域内から3点を収穫物から採取し検査を行う。50 Bq/kgを超えた地域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに原則3点を採取して調査を行う。
 - また、除染（草地更新）を行った牧草地については、農家毎に収穫物から採取して検査を行う。
 - b 単年生飼料作物は、利用が計画されている市町村を対象に区域を設定し、収穫適期の1週間前以降に各区域毎に原則3点を採取する。50 Bq/kgを超えた区域は、昭和23年時の旧市町村を基本に細分化をして、新たに原則3点を採取して調査を行う。

- ウ 月別採取計画別に定める。

(4) きのこと・山菜類

- ア 検査対象品目
 - (ア) 栽培きのこ

しいたけ、なめこ、まいたけ、えのきたけ、エリンギ 等

(イ) 野生きのこ

マツタケ、チチタケ、ウラベニホテイシメジ、ホンシメジ 等

(ウ) 野生山菜

うど、おおばぎぼうし（うるい）、うわばみそう、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、さんしょう、ぜんまい、たけのこ、たらのめ、ねまがりたけ、ふき、ふきのとう、もみじがさ（しどけ）、わらび 等

(エ) 野生樹実類・果実

くるみ、とちのみ、あけび 等

(オ) 栽培山菜

わらび

栽培山菜のうち、野菜類に準じて検査を行うものは別に定める。

(カ) 加工品に利用する特用林産物は、原料の段階で検査を行い管理する。

(キ) (ア)～(カ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度、採取時期及び採取点数

(ア) 栽培きのこのうち、原木栽培は発生初期に生産者・品目・ロット毎に1検体以上検査を行う。菌床栽培は出荷開始時期に年1回、生産者・品目毎に1検体以上検査を行う。

(イ) 野生きのこは、発生初期に以下により検査を行う。

a 厚生労働省指定品目（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の検査対象品目）のうち、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品目毎に3検体以上、それ以外は市町村及び品目毎に1検体以上検査を行う。

b a以外の品目は、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品目毎に3検体以上、それ以外は必要に応じて検査を行う。

c a、bに限らず、前年度に出荷制限解除となった市町村については、3検体以上検査を行う。

(ウ) 野生山菜は、発生初期に以下により検査を行う。

a 厚生労働省指定品目（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の検査対象品目）のうち、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品目毎に3検体以上、それ以外は市町村及び品目毎に1検体以上検査を行う。

b a以外の品目は、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品目毎に3検体以上、それ以外は必要に応じて検査を行う。

c a、bに限らず、前年度に出荷制限解除となった市町村については、3検体以上検査を行う。

(エ) 野生樹実類・果実は、発生初期に以下により検査を行う。

a 厚生労働省指定品目（「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の検査対象品目）のうち、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品目毎に3検体以上、それ以外は市町村及び品目毎に1検体以上検査を行う。

b a以外の品目は、過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村及び品

目毎に3検体以上、それ以外は必要に応じて検査を行う。

- c a、bに限らず、前年度に出荷制限解除となった市町村については、3検体以上検査を行う。
- (ウ) 栽培山菜は、発生初期に以下により検査を行う。
 - a 過去2年間に50Bq/kg以上を検出している場合は、市町村毎に3生産者以上、それ以外は市町村毎に1生産者以上検査を行う。
 - b 出荷制限解除となった市町村のうち、前年度に出荷制限解除となった場合は生産者毎に3検体以上、それ以外は生産者毎に1検体以上検査を行う。
 - c a、bに限らず、前年度に50Bq/kg以上が検出された場合は1検体以上検査を行う。

ウ 月別採取計画別に定める。

(5) 水産物

ア 検査対象品目

(ア) 海産物

漁業種類毎の対象品目

a 底びき網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル・ソイ・カサゴ類、甲殻類、イカ・タコ類、貝類 等

b 固定式さし網漁業

ヒラメ・カレイ類、アイナメ・メバル類、スズキ、シロザケ 等

c 船びき網漁業

コウナゴ、イカナゴ、シラス、サヨリ、シラウオ類 等

d カゴ漁業

タコ類 等

e 貝桁網漁業

ホッキガイ 等

f 釣り漁業

メバル類、メジマグロ、ブリ類、マダラ 等

g 潜水漁業

アワビ、ウニ、海藻 等

h その他の漁業

カツオ、サンマ、サバ類、アサリ、ヒトエグサ 等

(イ) 淡水魚等

a 河川・湖沼に生息するもの

アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、ワカサギ、モクズガニ 等

b 養殖業の対象魚種

イワナ、ヤマメ、ニジマス、会津ユキマス、アユ、食用ゴイ 等

(ウ) (ア) (イ)のほか、特に分析が必要と認められる品目

イ 検査頻度

水産物について、次項に定める方法を原則として採取期間中魚種毎に毎週1回以上検査を行う。

ウ 採取方法

(ア) 海産の魚介類について、水産海洋研究センター及び水産資源研究所調査船によって採取する。

(イ) 海産の魚介類について、漁船によって採取する。

(ウ) 内水面の養殖魚について、該当する市町村毎、魚種毎に月1回採取する。

(エ) 河川、湖沼の魚類について、解禁前、漁期中に漁場毎に主な魚種について採取する。

エ 月別採取計画

別に定める。

別表1 検査対象品目（令和7年度）

野菜(24品目)				果実(11品目)					
★	アスパラガス	★	タマネギ	★	花ワサビ	★	イチジク	★	ブドウ
★	イチゴ	★	タラノメ	★	葉ネギ	★◇	カキ	★	モモ
◇	ウルイ	★	ツルムラサキ	★	バレイショ	☆	ギンナン	☆	ユズ
★	キュウリ	★	トウモロコシ	★	ピーマン	☆	クリ	★	リンゴ
★	グリーンピース	★	トマト	★	ブロッコリー	★	スモモ(プラム)		
★	サヤインゲン	★	ナス	★	ハウレンソウ	★	西洋ナシ		
★	サヤエンドウ	★	ニラ	★	ミニトマト	★	日本ナシ		
★	シュンギク	★	ネギ	★	モロヘイヤ				

※備考

★は野菜指定産地、特定野菜、県単青果物価格補償対象品目に位置付けられる本県の主力品目

☆は山菜区分通知の例外規定に位置付けられる品目

▲は前年度に出荷制限等が解除された品目(該当する市町村のみ)

◇は前年度の緊急時モニタリング検査で放射性セシウムが50Bq/kgを超過した品目(該当する市町村は必須)

【様式1】モニタリング検査

令和8年度 月別採取計画（4月～6月分）

令和8年3月19日現在

担当課：環境保全農業課

品目 \ 月	4月	5月	6月	合計
穀類 計	0	0	4	4
米	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0
麦類	0	0	4	4
その他	0	0	0	0
野菜	221	160	212	593
果実	0	1	27	28
畜産 計	159	224	304	687
原乳	6	6	6	18
鶏卵	4	8	4	16
肉類	144	140	159	443
飼料作物	5	60	100	165
はちみつ	0	10	35	45
きのこ・山菜	210	190	71	471
樹実類	0	0	0	0
水産物	715	540	870	2,125
海産物	565	450	750	1,765
内水面	150	90	120	360
合 計	1,305	1,115	1,488	3,908

「野生鳥獣の肉類の放射性物質検査」 検査計画

(令和8年度 第1四半期)

令和8年3月
福島県自然保護課

1 目的

野生鳥獣の放射性核種の濃度測定調査を実施し、県民の生活環境の安全・安心を確保する。

2 調査対象区域・調査種・サンプル数

県内(避難指示区域を除く)7方部において、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カモ類、ノウサギについて、それぞれ下表のサンプル数を目安として調査を行う。

(第1四半期 4～6月)

調査対象種	区分	方部別検査計画								区分別計
		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計	
イノシシ	大型獣	2	4	2	4	0	4	0	16	32
ツキノワグマ	大型獣	2	4	0	4	0	0	0	10	
ニホンジカ	大型獣	2	4	0	0	0	0	0	6	
キジ・ヤマドリ	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カモ類	大型獣以外	0	0	0	0	0	1	0	0	
ノウサギ	大型獣以外	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		6	12	2	8	0	5	0	32	32

3 調査期間・方法

令和8年4月～令和9年3月

(1) 狩猟期前(～11月14日)

1月に1回程度調査する。

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲は有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲による。

鳥類の捕獲は調査捕獲による。

(2) 狩猟解禁後(11月15日～)

1月に1回程度調査する。

(1)の有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲、調査捕獲の他狩猟による捕獲も含めて調査する。

4 調査項目

捕獲個体全ての捕獲位置、筋肉組織などの放射性核種の濃度を測定する。

捕獲状況に応じ、捕獲位置空間放射線量を測定する。

令和8年度加工食品等の放射性物質検査計画（第1四半期）

令和8年3月31日
福島県食品生活衛生課

1 目的

加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した加工食品等の流通を未然に防止するとともに、本検査結果を消費者に速やかに情報提供することにより、食の安全・安心を確保することを目的とする。

2 検体採取及び検査機関

- (1) 検体採取機関：県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各保健所
- (2) 分析機関：衛生研究所

3 対象食品

(1) 重点品目

ア 本県産農林水産物を原料とする食品であって、これまでの検査で基準値を超過し、又は検出限界値以上の放射性物質が検出される頻度の高い品目及び食品衛生法で基準値が一般食品よりも低く設定されている品目

- (ア) 山菜・きのこの加工品（乾燥きのこ、山菜水煮など）
- (イ) 野菜・果実加工品（乾燥野菜、漬物類、乾燥果実、塩蔵野菜、ジャム類、清涼飲料水（野菜・果実飲料）など）
- (ウ) 乾燥茶葉・野草茶・野菜茶
- (エ) 魚介類加工品（魚介類加工品、海藻加工品など）
- (オ) 乾燥穀類・もち類
- (カ) 屋外での乾燥工程を有する加工品（凍み豆腐、凍み餅など）
- (キ) はちみつ
- (ク) ミネラルウォーター類、牛乳類

イ その他各保健所が重点的な検査を必要と判断した品目

(2) モニタリング品目

県内で製造・加工・販売される重点品目以外の食品

4 検体採取方法

(1) 重点検査対象品目

食品衛生法第28条第1項の規定に基づく収去とし、県の各保健所が管内の製造・加工所、小売店等から採取する。

(2) モニタリング対象品目

検体は、原則食品関連事業者が県の各保健所に持込むものとし、行政依頼検査により実施する。

5 採取予定検体数 125件（令和8年4月～令和8年6月）